

令和3年第419回信濃町議会定例会9月会議 会議録(4日目)

(令和3年9月7日 午後2時01分)

●議長(佐藤武雄) 会議を再開します。

通告の9、伊藤博美議員。

1 補聴器購入に公的補助制度の創設を求める

議席番号4番・伊藤博美議員。

◆4番(伊藤博美) 議席番号4番・伊藤博美でございます。今回の件につきましては、第418回2月第2回会議、それから第419回6月会議に続いての質問でございます。2月会議では、高齢者の聞こえの支援について、補聴器の購入費用の負担軽減を具体化することを求めました。横川町長は趣旨については、十分に理解させていただくとしながら、現行の国の制度を基準に、町も若干支援していると、支援事業の在り方の見直しを国に求めていきたいと述べました。私は、町独自の補助制度の創設に、前向きに検討することを、強く求めた会議でもありました。6月会議においては、補聴器購入の公的補助について、国の支援制度に当たらない、つまり70デシベル以下の軽度、中等度の人たちへの公的な補助を求めました。横川町長は、補助制度を全く否定するわけではないとしながらも、町にはいろいろな補助制度、あるいは支援制度があり、金額の見直しが必要ではないかと述べました。もう1つはバランスを取らなければならないとも述べております。これらを相対的に考えつつ、可能なか検討することはやぶさかではないが、現段階では国の補助制度を利用してほしいと答弁されたわけでありまして。私はこの中で、制度の金額の見直しと、それからバランスを取るとは、具体的に何を指しているのか、答弁を求めます。

●議長(佐藤武雄) 横川町長。

■町長(横川正知) はい。伊藤議員さんのご質問にお答えさせていただきます。補聴器等の補助を町単独でというような趣旨かというふうに思います。今までもこの議会、毎回会議の際に、伊藤議員から同様の趣旨のご質問を頂戴しております。私はひとつは制度の見直しと言うのは、今、全体的に、福祉制度も含めて、支援制度、町単独の部分もあるわけでございます。そういった制度そのものを来年度の新年度予算編成に当たって、それぞれ所管の中で、現行が適正なのかどうかという見直しを含めて、今後に向けて対応する必要があるのだろうなということを含めて、制度見直しということをお願いしたところでございます。それから、もう1点のバランスということですが、これはやはりひとつの事象をとらえて、そこだけに焦点を当てるといようなわけに、私ども行政の立場からするといきませんので、全体的に同様な事象があるのかどうか、

令和3年第419回信濃町議会定例会9月会議 会議録(4日目)

そういったことも含め、更にそのことが補助対象として、言ってみればふさわしいのかという言い方は、ちょっと失礼ですが、そういうことを含めて、全般的に検討しないと、なかなか結論には至らないのではないかなということ、申し上げたということです。

●議長(佐藤武雄) 伊藤議員。

◆4番(伊藤博美) 制度の金額的見直しということについては、わかりました。ただバランスを取るという観点から考えますと、1つのものに集中するのではないと、いろいろな補助制度があるけれども、全体を見渡した限りで、平均的と言っては失礼かもしれませんが、そういう意味でのバランスかなというふうに理解しましたが、それでよろしいのでしょうか。

●議長(佐藤武雄) 横川町長。

■町長(横川正知) もうちょっと平たく申し上げれば、今、耳の問題で伊藤議員さんが、お取上げになっていただいているわけでございます。やはり人間の体、様々な部所を持っておりますので、そういった関係全体を見たときに、そういう対応がふさわしいのかどうかということが、しっかりとやはり検討しなければいけないというふうに思っております。

●議長(佐藤武雄) 伊藤議員。

◆4番(伊藤博美) 確かに障がいひとつとってみましても、いろいろな所がございます。目もそうですし、それから下肢とか、上肢とか、いろいろな部分があることは、承知しております。そういったことを含めてバランスということを考えているというふうに受け取ってよろしいでしょうか。

●議長(佐藤武雄) 横川町長。

■町長(横川正知) 広く考えれば、現行、対応している、その補助制度も含めて、今、伊藤議員さんがおっしゃった、そのようなことも含めて、全体的の中で検討する必要があるだろうと思います。

●議長(佐藤武雄) 伊藤議員。

◆4番(伊藤博美) 難聴の聴覚の関係については、ご承知のとおり、国からも一定程度の補助が出ていると、それに町も乗っかっているという、こういう言い方は、悪いかもしれませんが、それに若干の補助を乗せていると、だから聴覚については、これ

以上のものは、考えなければならないというふうに、私は受け取りました。それで、6月の会議の後、放送を聞いたり、それから私どもの黒姫民報、これをご覧になった住民の方から、声を掛けられました。皆さんは国の補助制度があるということは、ほとんど知らなかったですね。まず知らないと言ってもいいと思います。それから各自治体が、その独自にやっている、これは新しい自治体の在り方なんですけれども、そういった補助制度を設けているということも知らないということでした。そこで伺いますが、全国的に少しずつではありますが、展開されつつあります、各自治体の補聴器補助制度について、町はどうとらえているだろうか。これを聞きたいと思います。

●議長(佐藤武雄) 横川町長。

■町長(横川正知) 全国的にどの程度進んでいるのか、私は十分承知しておりません。それぞれの自治体のとらえ方だというふうに現段階では思っております。

●議長(佐藤武雄) 伊藤議員。

◆4番(伊藤博美) 全国展開をされていると言いましたけれども、まだまだ自治体自身の数的には少ないものです。東京都の東京23区でも4つの区がやっているとか、あるいは静岡、それから焼津ですとか、長野県内は5つの自治体の実施しております。最初に始めたのが、木曾町だと。これは数年前から行っているのですが、それから南木曾町、それから南牧村、南箕輪村それから隣の飯綱町ですかね。始めたというふうに承知しております。さて、決算議会でもありますので、若干それにも触れてみたいと思います。

自立支援事業ということで、この予算全体的には、およそ2億円計上されておりました。そのうち、補装具公費あるいは修理事業ということで、236万円余りが、昨年計上されております。実績として16件79万8000円が支出されているわけですが、補装具ですが、聴覚も入るのしょうけれども、義手義足ですとか、あるいは車いす等などの補修にも含まれているのかなあと思っております。このうち、聴覚障がい者への補助、金額も含めて、何件あるのか、教えていただきたいと思っております。

●議長(佐藤武雄) 柄澤住民福祉課長。

■住民福祉課長(柄澤 豊) それではお答えさせていただきます。令和2年度の実績で、今ほど議員さんおっしゃいましたとおり、16件79万8119円、約80万円の実績でございます。うち補聴器の補助につきましては、8件、半分になりますけれども、36万6559円ということで、購入された方が5件、修理が3件でございます。その他8件につきましては、車いすですとか下肢装具、足等の装具でありますとか、そういったものでございます。

令和3年第419回信濃町議会定例会9月会議 会議録(4日目)

●議長(佐藤武雄) 伊藤議員。

◆4番(伊藤博美) 聴覚に障がいのある方というのは、これは私、成果説明書を持っているのですけれども、これを見ますと、全体で54人と言う数字に出てきております。この54人のうち、今までに支援を受けている方の内訳というのは、わかりますか。

●議長(佐藤武雄) 柄澤住民福祉課長。

■住民福祉課長(柄澤 豊) 54人のうちの支援の内訳について、そこまでは、調べてございませんけれども、補聴器につきましては、毎年10件前後補助しておりますので、再購入される方もおられますし、修理される方もおられますので、ほぼほとんどの方が制度を活用しているものと思います。また障害者手帳をお持ちのときに、こういった制度がありますよということで、窓口の方でも、ご案内をしていますので、そういったことで、制度を利用されるほとんどの方が、利用されているのではないかなというふうに考えてございます。

●議長(佐藤武雄) 伊藤議員。

◆4番(伊藤博美) ほんとは聴覚障害をお持ちの方の各6級、4級、3級、2級というそれぞれの障がいの級があるわけですから、できればその数字が欲しかったなという気もいたします。課長の答弁もありました支援対象は、対象は全員であっても、支援を受けている人が、必ずしも全員ではないのだなというふうに受け取りました。これらの皆さん方は、もちろん窓口に来てから、相談を受けて、それで支援ということで、考えてよろしいのでしょうか。

●議長(佐藤武雄) 柄澤住民福祉課長。

■住民福祉課長(柄澤 豊) 当然、うちの窓口に来られた方については、そういった支援ありますよということで、ご案内をいたしますし、また聴覚に異常のある方につきましては、いわゆる健康診断等で異常が出ますと、いわゆる専門の病院へかかっていると、そういうことになりますと、補装具の必要な方につきましては、当然そういった案内を持って、補聴器を買いに行きますので、そういったところで、市町村の補助が受けられますよというようなことで、ご案内をいただいている場面もあるというふうに思っています。

●議長(佐藤武雄) 伊藤議員。

◆4番(伊藤博美) 54人という数字、全員が制度に伴う補聴器を所持しているかは、わ

令和3年第419回信濃町議会定例会9月会議 会議録(4日目)

からないということですが、その町が把握している難聴者の皆さん方の数というのは、この54人ということでしょうか。

●議長(佐藤武雄) 柄澤住民福祉課長。

■住民福祉課長(柄澤 豊) 聴覚障がいの手帳を交付されている方が、54人ということで認識をしています。そのほかに手帳をお持ちでない中度の方とか、軽度の方とかという方も大勢おられるのだろうということは、認識はしてございます。

●議長(佐藤武雄) 伊藤議員。

◆4番(伊藤博美) その難聴者に対して、難聴者の数を把握しているかどうかというのと、この前の会議のときにも、私は聞いたような気がするのですが、はっきりとそこまではつかんでいないということでした。私は、そのときに、是非つかむような努力をしてほしいなということを申し上げたことは、覚えているのですが、町として、福祉事業として、行っていくうえで、難聴者全体をやはりつかむ必要があると思うのですよ。つかんでいない方が、むしろ問題ではないかと思っております。ここで、これは町長の方が良いかと思うのですが、成果説明書のここにあります、その健康診査というのを見ておりました。それによりますと、信越病院が実施する、いわゆる個別の特定検診ですね。これに昨年度64人の皆さん方が受診しております。ただしこれは、74歳までの方になりますので、高齢化に伴う加齢性難聴を把握するには、厚生連が実施機関となっている75歳以上のいきいき健診というものになります。去年は263人の皆さん方が受診しております。合計で327人が受診しているわけですが、ここでその聴力検査というのができないのかなということを伺いたいと思います。

●議長(佐藤武雄) 横川町長。

■町長(横川正知) いわゆる特定健診とか、そういう段階で、できないかということですか。それは、私はちょっと技術的なことも含めて、その健診そのものが、どの程度の健診なのかということもあろうかと思えます。私は実は、これはちょっとまた余談になってしまうかもしれませんが、例えば私も職員も、基本健診に合わせて、オプションとして、この事業所として聴力検査もやるわけでございます。実は私も、左の耳が少しおかしいから、耳鼻科へ行ってくださいというような、その指導もいただいているのですが、様々な状況があるのだろうというふうに思いますが、私は、そのことが、健診する側が、どういうふうに体制がとれるのか、そしてまた無料でやるのか、オプションのような形で、肺がん健診だとか、あれと同じように、オプションの形で、一定の手数料と言いますか、お支払いしてやるのか、やるとしても様々な詰めなきやいけない課題と言うのがあると思うのですね。ですから、それは、もしそういう方向になれば、それに

向けての詰め協議はしていかなければいけないということだろうというふうに思いますが、現段階においては、それぞれの立場で、今申し上げましたように、勤めている皆さん方は、ある面ではそういった事業所の健診と申しますか、法律的にもきつと定まっているのかな、その健診の内容が、そういったこともやっているのだろうし、考えるとすれば、国保世帯の皆さん方が、そのオプションでやれるかどうかというふうなことになるのかなあというふうに思っています。

●議長(佐藤武雄) 伊藤議員。

◆4番(伊藤博美) 私は何よりも、難聴者が町にどのくらいいるのかなということ、調べるには、聴力検査をすることによって一定程度の可視化が図れるのではないかと申すことで、お聞きいたしました。できるものでしたら、そのときに聴力検査をやっていたいただきたいというふうに思います。

もうひとつ、可視化を図る上で、もっと簡単と言いますか、楽にアンケートという方法もあると思うのですよ。例えば健診に来られた皆さん方が、その場でちょっと書き込んでいただけるような、簡単なアンケート。聞こえの状態ですとか、あるいは補聴器を持っていますか、いませんかだとか、それから持っていないとしたら、その理由はどんなことでしょうかとか、そんなちょっとしたアンケートを場合によっては、これ健診のときにちょっと記入をしてもらおうということの実施を検討してはと思います。こういったことをしながら、何よりも町の中に、難聴者がどのくらいいるのかなという、この全体のやはり把握をするということが、大事ではないかなというふうに思います。それから、先ほども言いましたけれども、自治体補助制度を実施している、創設してきている自治体は、少ないということは、先ほど申しました。全国的に見まして、区も含めて、50数自治体ぐらいかなというふうには認識しております。ただ自治体が、この制度を踏み切った理由ですね。これは、その背景にあるのは、何があるのかなということ考えてみたいと思うのですけれども、何よりも難聴からくる、いわゆる認知機能の低下、これを防ぐということに、一番の重点が置かれているのかなと思っております。ご承知かと思いますが、政府の方針でも、この高齢者の社会参加を促しつつ、定年の延長ですとか、あるいは再雇用ということも求めています。聞こえにくいだとか、聞こえないということは、大きな障がいになってきます。だからこそ補聴器は、高齢者の社会参加を促すうえで、必需品だと述べているわけでありまして。認知機能の低下を防ぐためにも、制度の創設が早めにあった方がよいというふうに思いますけれども、創設を、その見解をお聞きしたいと思っております。

●議長(佐藤武雄) 横川町長。

■町長(横川正知) 制度の創設というか、私はそれぞれ、これ極めてその判断も、難聴も、本当に正確な検査をしなければ、その段階もわからないと思うのですね。ですから、

そういったことも含めて、それぞれ個人個人が、しっかりと体調管理の下で、その現状の中で、個々にやはり対応していくということが、今一番必要なことなのではないかなというふうに思っています。先ほども言いましたように、そのそれが認知症に直結する云々というようなことも、お話がございしますが、様々な病気が、成人病と言われるような病気も含めて、認知症とまで、というほどイコールでは申し上げませんが、様々な、何て言いますか病気の元に発症の原因になるというようなことも言われているわけですから、それぞれの病気、持病について、それぞれの補助制度を持って、何かやっていくのかというのは、なかなか難しい課題だというふうに思いますし、そのことは、そこまでは対応できないのではないかなというふうに思っています。

●議長(佐藤武雄) 伊藤議員。

◆4番(伊藤博美) 認知症との関係は、私も詳しいことはあまり知りません。ただ人から聞いていますとね、やはり聞こえにくい、聞こえないということは、様々な所へ出かけるのが億劫になるのだということは聞いております。それによって、どうしても閉じこもってしまって、それがそのいわゆる、しゃべる、聞くということの脳への刺激が薄くなることによって、認知症というものが起こるのではないかなというふうには聞いております。認知症との関係で言いますと、国際アルツハイマー病会議というのがあるのですけれども、難聴は、認知症の最大の危険因子だと指摘をいたしました。また、国の新オレンジプランにおいても、難聴が認知症の危険因子の1つとして、挙げられております。これらを受けて、例えば新潟県の日本耳鼻咽喉科学会の部会、地方部会ですけれども、2019年から認知症予防対策として、補聴器購入の助成に制度を、助成制度の創設を、県を始め、新潟県内の各市町村に呼び掛けてきております。それだけに認知症との関係が、明らかになってきていることだというふうには思っております。さて、これらを受けて、自治体が制度に踏み切った背景にあるのは、どういう背景が一番大きいのかと、今までも申しましたけれども、認知機能の低下を防ぐことにありますが、もう1つは、やはり補聴器というのは、非常に高いということですね。いろいろ調整をしてしなければならぬということをやりますと、30万円くらいかかるのではないかとということでした。それだけに、全てが、これで補助で賄えるわけではありませんけれども、たとえそこでもって、わずかなお金でもあるということは、嬉しいことなのだというふうにも聞いております。日本の難聴率というのは、世界と一緒にしてもって、非常にレベルが高いのですけれども、ただ補聴器の持っている方というのは、非常に少ないのですね。半分以下というふうに言われております。この持てない理由の1つは、先ほども言いました、高すぎるからだということがあります。購入をあきらめなければならぬ。聞こえない毎日を過ごす、深刻な問題だということがあります。ところが国のこの制度、今、町も支援しているこの国の制度ですけれども、対象というのは極めて限定的ですね。重度の70デシベル以上、しかも障害者手帳の交付を受けた人でなければ、該当にならないということになっています。だからこそ今、軽度、中等度と言われている70デシベル以下、

令和3年第419回信濃町議会定例会9月会議 会議録(4日目)

29 デシベルから70 デシベルまでの人が、今のうちに補聴器をつけた方が、音の認識が保てるということで、非常に意味ある基準だと思います。これらのことを踏まえて、補聴器の補助制度が、1日も早く、町としても取り組んでいただけるように、していただきたいなというふうに思います。最後になりますが、町の今までの取り組みを評価しつつ、補聴器の補助制度の創設に向けて、町も前向きに検討していただけることを、申し上げまして、私の質問を終わりといたします。

- 議長(佐藤武雄) 以上で伊藤博美議員の一般質問を終わります。この際、午後2時40分まで休憩といたします。

(午後2時28分 終了)